

職業紹介事業における 新型コロナウイルス感染拡大・再発防止対策ガイドライン

令和2年7月15日
公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

1、はじめに

新型コロナウイルス感染拡大・再発防止のため、当協会会員においては本ガイドラインに沿って求職者・求人者、職業紹介従事者、その関係者の生命と健康を守り職業紹介事業運営を行うこととする。

本ガイドラインの内容は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」）」や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言等を踏まえ、各会員においては、各々の事業内容等に沿った新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について参考として整理したものである。

協会会員においては対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された基本対応等を踏まえ、必要に応じ個々の事業内容等を考慮し、新型コロナウイルス感染予防に取り組むよう努めることとする。

また、自らの事業所内の感染予防対策に留まらず、求人者・求職者及びその家族、地域の方々の感染拡大防止対策に積極的に貢献していくことを願います。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、治療法の確立やワクチンの開発等により事業関係者の健康と安心・安全を十分に確保できる段階までの間の事業運営に用いられるべきものとする。

今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2、新型コロナウイルス感染防止のための基本的な考え方

職場における感染防止対策の取り組みが社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、各事業所における体制を整備し、感染リスクに応じた対策を講ずる。特に、従事者とその家族への感染拡大を防止するよう、通勤形態などの配慮、感染予防対策の徹底、事業所内の環境整備等に努めることとする。

3、具体的な対策

(1)健康管理について

- ・従事者に出勤前の体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。
- ・体調の思わしくない場合には予定の変更や中止、または電話やオンラインでの打合せに変更し、各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった場合には必要に応じ、直ちに帰宅させ自宅待機とする。
- ・発熱等の症状により自宅療養をすることとなった従事者は毎日、健康状態を確認した上で症状が出なくなり、出社判断を行う際には職業紹介責任者等の意見を参考にする。症状に改善が見られない場合には、医師や保健所への相談を指示する。
- ・感染症罹患の疑い、または罹患者との濃厚接触が疑われた場合には、直ちに職業紹介従事を止め、職業紹介責任者等に報告するとともに保健所等行政機関に相談し、その指示に従う。
- ・従事者は、手洗い・マスク着用を励行し、咳エチケット、可能な場面で手洗い・アルコール消毒・うがい等を行う。また、通勤の際に公共交通機関を利用する際は、時間に余裕を持って行動し、車両やエレベーター等の密集する場면을回避する。

(2)通勤について

- ・テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務体制を検討し、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑時を避ける。
- ・自家用車または自転車等、公共交通機関を使用せずに通勤できる従事者には、駐車場または駐輪場を確保し、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認するよう考慮する。

(3)勤務について

- ・従事者同士ができる限り2メートルを目安に一定の距離を保てるよう、人員配置については事業所内において最大限の見直しを行う。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置し、勤務中のマスク着用を促す。
- ・仕切りのない対面の座席配置は避け、最低1メートルを確保した横並びや対角の配置にする。
- ・求職者相談や求人打合せについては、プライバシー保護の観点から、待合室・相談室も含め個室であることが求められており、密閉空間となりやすいので、相談・打合せ中にも途中で休憩を取る等して窓やドアの開放（1時間に2回以上、30分～1時間に5～10分程度）等でこまめな換気に努める。
- ・求職者・求人者との面談等の際には、飛沫がお互いに直接接触しない工夫を行う。具体的には面談・打合せ参加者はマスクを着用することとし、必要に応じてゴーグルやフェイスガードを利用する。
- ・従事者はすべての行動を記録し、万一の罹患の際のクラスター追跡に備える。外勤時は面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議や打合せ、名刺交換はオンラインで行うことを検討する。
- ・対面の社外の会議や打合せについては、参加の必要性をよく検討した上、参加する場合は、

最小人数としマスク着用する。

- ・採用説明会や面接等については、オンラインでの実施を検討する。
- ・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。

4、消毒作業について

従事者には始業時・休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。

相談・打合せの間には、個室の換気やドアノブ等の消毒作業等を行う。

事務所入口にはアルコール消毒液等を設置する。

事業所内において他者と共有する物品（テーブル、椅子等）やドアノブ等、手が触れる場所について、高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、ゴミ箱、電話、キーボード、タブレット、エレベーターのボタン等）は、頻繁にアルコール消毒の実施を励行する。

不特定多数が使用するトイレ等は清拭消毒を行う。

トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

ハンドドライヤーの利用は停止し、ペーパータオルの設置または個人用タオルを持参するよう促す。

ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉すること。ゴミ回収等の清掃作業を行う場合は、マスクと手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

5、求職者・求人者への対策

(1)求職者の皆様へ

- ・求職者への新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- ・求職者への来訪の注意事項並びに、37.5℃以上の発熱、咳や風邪の症状等、体調が思わしくない時は来訪を遠慮していただく等の事項をホームページ、SNS、事業所掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求める。
- ・求職者の希望や事情に応じて、電話やオンラインでの相談等を行い柔軟に対応する。

(2)求人者の皆様へ

- ・求人者への新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- ・求人先への訪問は、訪問についての先方の希望やご事情を事前に伺い、電話やオンラインでの打合せ手段も含めて柔軟に対応する。
- ・求人者の面接場所の感染防止対策等の確認を行い、事前に求職者に伝える等配慮する。
- ・会議や打合せ、名刺交換等は電話やオンラインで行うことを検討する。